

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域（二件）……………

……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

公告

○屋外広告物講習会の開催……………

……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…

○市街地再開発事業の事業計画の変更の縦覧……………

……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

告示

●東京都告示第八百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年八月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

板橋区大谷口上町三十番一、同番四 令和八年七月二

十七、同番四十八、五十五番一、同 十四日

番四、同番七、五十六番一、同番六

の一部、同番十二及び同番十三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年八月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区十条台二丁目千八百九十五番、 令和八年七月二

同番一、同番三、板橋区加賀一丁目 十八日

三千三百五十六番百二及び三千五百

七十番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央）

公告

屋外広告物講習会の開催について

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第四十七条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和八年八月十七日

東京都知事 小 池 百合子

第一 受講対象者

東京都内において、屋外広告業を営んでいる者又は営もうとする者

第二 講習会の期日、科目、時間割及び内容

一 期日、科目及び時間割

期 日 科 目 時 間 割

令和八年十月 屋外広告物の法 午前十時三十分から
十五日（木曜 規 午後二時まで

同日 屋外広告物の表 午後二時から午後五
示の方法 時まで

令和八年十月 屋外広告物の施 午前十時三十分から
十六日（金曜 工 午後四時三十分まで

日）

二 講習内容及び時間

（一）屋外広告物の法規 二時間三十分

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）、

東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施

行規則（昭和三十二年東京都規則第百二十三号）を

中心とする屋外広告物に関する法令について

（二）屋外広告物の表示の方法 三時間

都市の良好な景觀の形成と屋外広告物の意匠、色

彩及び形状との調和の在り方について

（三）屋外広告物の施工 五時間

屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策

及び施工管理について

第三 受講定員 二百人（先着順）

第四 受講科目の一部免除

次のいずれかに該当する者は、科目（屋外広告物の施工に限る。）の受講を免除する。免除を希望する者は、屋外広告物講習会受講申込書に、これらの資格を証する書面を添付すること。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士

二 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士又はネオン工事に係る同法第四条の二に規定する特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく準則訓練（帆布製品製造科の準則訓練に限る。）を修了した者、職業訓練指導員免許（帆布製品科の免許に限る。）を受けた者又は技能検定（帆布製品製造の技能検定に限る。）に合格した者

第五 講習会の開催場所

都民ホール（東京都議会議事堂一階）新宿区西新宿二丁目八番一号

第六 受講申込み

東京都屋外広告物管理システムでの申請により、屋外広告物講習会の受講を申し込むこと。システムによる申請が困難な場合には、第九の問合せ先に相談すること。

一 申請者アカウントの登録

受講申込みに先立って、申請者アカウントを登録す

ること。

二 受講申込期限

令和八年八月二十八日（金曜日）まで

三 受講手数料の支払

東京都による申込内容の審査が終了した後、令和八年九月四日（金曜日）までに、受講手数料を現金書留で郵送すること（締切日の消印のあるもので有効）。封筒の「ご依頼主」欄等に受講者の住所及び氏名を明記すること。受講料の支払後すぐに領収証書の受領を希望する場合には、返信用長三封筒（百十円切手を貼付けのこと。）を同封すること。

四 受講手数料

四千九百円

受付後の受講手数料は、返還しない。

第七 屋外広告物講習会修了証の交付

講習会を修了した者には、屋外広告物講習会修了証を交付する。

第八 講習会の受講を要しない者

次のいずれかに該当する者については、屋外広告業の登録の際に、講習会の修了者と同様に扱う。

一 道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う屋外広告物法第十条第二項第三号の講習会を修了した者

二 職業能力開発促進法に基づく準則訓練（広告美術科の準則訓練に限る。）を修了した者、職業訓練指導員免許（広告美術科の免許に限る。）を受けた者又は技

能検定（広告美術仕上げの技能検定に限る。）に合格した者

三 屋外広告物法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（屋外広告士）

第九 問合せ先

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広告物担当

電話 〇三（五三八八）三三三三五

ホームページ https://www.toshisei.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/kekan_kese_koukoku/kousyuu/okugaikousyuu_annai

市街地再開発事業の事業計画の変更の縦覧について

東京都都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の事業計画を定めるため、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十六条において準用する同法第五十三条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年八月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 縦覧期間

令和八年八月十八日から同月三十一日まで（令和八年八月二十二日及び同月三十日を除く。）

二 縦覧場所

港区高輪二丁目十六番五号東武高輪第二ビル四階
東京都第二市街地整備事務所泉岳寺駅地区事務所

三 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

価

定
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

